

## 第2編 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

##### 1 新型インフルエンザ等の特徴

###### (1) 発生の予測や阻止が困難であること。

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられます。

###### (2) 市民の生命及び健康や生活及び経済に大きな影響を与えること。

長期的には、市民の多くが患するおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまいます。また、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や生活及び経済にも大きな影響を与えかねません。

したがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要があります。

##### 2 対策の目的及び戦略

###### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。

感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせることにより、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保します。

流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療を必要とする患者が適切な医療を受けられるようにします。

また、適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

###### (2) 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民の生活及び地域経済への影響を軽減します。

市民の生活及び地域経済の安定を確保します。

地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。

事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

### 1 柔軟な対応

過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状、流行の状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民の生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。

### 2 段階に応じた対応

#### (1) 発生前の段階（準備期）

地域における医療提供体制の整備やワクチンの供給・接種体制の整備、市民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行います。

#### (2) 発生した段階（初動期）

国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階では、直ちに、初動対応の体制に切り替えます。

海外で発生した段階で、病原体の市内への侵入を完全に防ぐことは困難ですが、検疫所との連携強化等により、病原体の市内への侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせるとともに、早期に患者を発見できる体制を構築します。

#### (3) 対応期

##### ア 発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等を行います。また、病原性の程度に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力するなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じます。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に対策を実施します。

そして、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えます。また、状況の進展に応じて、必要性の

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行います。

### イ 感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期

国、県、医療機関及び事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民の生活及び地域経済の維持に努めます。また、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、状況に応じて臨機応変に対処します。

また、地域の実情等に応じて柔軟に対策を講ずることで、医療機関を含めた現場が動きやすくなるように配慮します。

### ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。

### エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的には、流行状況が収束<sup>1</sup>し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行します。

## 3 社会全体で取り組む感染拡大防止策

不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。

そのため、全ての事業者に対し、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込む等の対策を勧奨します。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて市民に周知し、理解を得るための呼び掛けを行う必要があります。

## 4 市民等の感染拡大防止策

事業者及び市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動及び備蓄等の準備を行う必要があります。また、新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等のように、季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となり、特にワクチンや治療薬がない新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する知識や発生時に取るべき行動等、その対策に関する情報提供を行います。

---

<sup>1</sup> 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

#### 1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、以下の①から④の考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定します。

- ① 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮します。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とします。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定をします。

有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状に応じたリスク評価における大きくりの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示します。

その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3編の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み」で具体的な対策内容を記載し、各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に分けた構成とします。

#### 2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

前述の1の考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定します。

また、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行います。

##### (1) 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知した場合、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が定められます。これらが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

##### (2) 対応期

対応期については、以下の①から④の時期に区分します。

- ① 封じ込めを念頭に対応する時期（B）

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

- ② 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

### ① 封じ込めを念頭に対応する時期（B）

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応します。

この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意し、対応します。

### ② 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピード、ピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。

リスク評価については、病原性や感染性等の観点から大きくりの分類を行った上で、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮しつつ、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定めます。

### ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えます（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮します）。

また、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、次の④「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）」を迎えることも想定されます。

### ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3編の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定めます。

また、感染や重症化しやすいグループ（特に、子どもや若者、高齢者）に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定めます。

#### 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

##### 1 国、県、関係機関等との連携協力

国、県、関係機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

##### 2 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。このため、以下の取組みにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集、共有、分析の基盤となるDXの推進等を行います。

###### (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

###### (2) 初発の感染事例の探知と迅速な初動の体制整備

初動対応については、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。

###### (3) 関係者、市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

###### (4) 医療提供体制、検査体制、ワクチンの接種体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法（昭和23年法律第205号）等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制やワクチンの接種体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組みを進めます。

###### (5) 負担軽減、情報の有効活用及び国や県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国や県との連携等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国や県との連携の円滑化等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組みを進めます。

##### 3 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民の生活及び地域経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。

このため、以下に示す取組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民の生活及び地域経

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

### (1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮します。また、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集や適時適切なリスク評価の仕組みを構築します。

### (2) 医療提供体制と市民の生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、長野県感染症予防計画（以下「県予防計画」という。）及び信州保健医療総合計画（以下「県医療計画」という。）に基づく医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要です。

リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、影響を受ける市民や事業者を含め、市民の生活や地域経済に与える影響にも十分留意しつつ、適切に感染拡大防止措置等を講じます。

### (3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、医療提供体制や検査体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。

### (4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

### (5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要です。そのため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校の現場を始め、様々な場面を活用して普及し、子どもを含めた様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。

こうした取組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等に適切な判断や行動を促します。

特に、県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

## 4 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権の尊重を意識して取り組みます。

特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、その際には、法令の根拠があることを前提として、

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明を行い、理解を得ることを基本とします。

感染者やその家族、医療関係者に対する新型インフルエンザ等に係る誹謗中傷等の偏見・差別は人権侵害であり、これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組みます。

### 5 弾力的な措置

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意し、対応します。

### 6 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ対策を総合的に推進します。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

### 7 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

### 8 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、国や県と連携して平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進めます。また、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えます。

また、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

### 9 記録の作成や保存

対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

## 第5節 対策推進のための役割分担

### 1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

ワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。こうした取組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>2</sup>及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>3</sup>の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進します。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。対策の実施に当たっては、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報提供・共有を行います。

### 2 県の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有しています。

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を行います。

平時においては、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

こうした取組みにおいて、保健所を設置する長野市及び本市並びに感染症指定医療機関等で構成される長野県感染症対策連携協議会（以下「県連携協議会」という。）等を通じ、県予防計画や県医療計画等について協議を行います。

<sup>2</sup> 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催

<sup>3</sup> 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

また、県予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組みを実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図ります。

### 3 市の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有しています。

市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、県や他の市町村と緊密な連携を図りつつ、的確に対策を実施します。

感染症法においては、保健所を設置する本市は県に準じた役割を果たすことから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、市予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。

また、県と感染症対策等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図ります。

感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

### 4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。

新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

### 5 指定（地方）公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告します。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有しています。

### 6 登録事業者

登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国

## 新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となっています。

新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行い、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

### 7 一般の事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行います。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

### 8 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の感染対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践します。

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

### 第1節 市行動計画における対策項目等

#### 1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を主な対策項目とします。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 市民の生活及び地域経済の安定の確保

#### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。

以下の①から⑬に示すそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

##### ① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民の生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、全市的な危機管理の問題として取り組む必要があります。

また、国、県、他の市町村、国立健康危機管理研究機構（以下「J I H S」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・

分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民の生活及び地域経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報収集・分析及び提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民の生活及び地域経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにします。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要です。

そのため、平時から感染症の発生動向の把握等のサーベイランスを実施するとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスを実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにします。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯そうしやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあり、こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。

その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

そのため、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組みを進める必要があります。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合には、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保することが重要です。

市は、国の方針を踏まえ、市内に滞在する入国者への対応等を実施するとともに、県や検疫所等と連携した取組みを進めます。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民の生活及び地域経済への影響を最小化することを目的とします。

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要です。また、特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策であると考えます。

このため、市は、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が行われた場合には、市内におけるまん延防止対策を適切かつ迅速に実施します。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発・普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要です。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

市は、国、県、医療機関、事業者、関係団体等と連携し、平時から具体的な接種体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

新型インフルエンザ等の発生時において、ワクチン接種を進めるに当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

市は、平時から県が整備する医療提供体制について、県や医療機関等と調整し、地域の実情に応じた医療体制を整備します。

感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、

市民の生命及び健康を守ります。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っています。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時に、治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要です。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見による感染拡大防止を図ること、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することです。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要です。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与します。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要です。

また、状況の変化に合わせて、病原体の性状や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要です。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なります。市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

市が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所は、検査の実施及びその結果の分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握、情報提供・共有まで重要な役割を担います。

保健所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定されます。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があります。国及び県から必要な支援を受け、各機関が一体となって地域における新型インフルエンザ等対策を推進します。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合には、全国的かつ急速にまん延するおそれ

があり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。

このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じます。

⑬ 市民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民の生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性があります。

このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民や事業者に必要な準備を行うことを勧奨します。また、新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民の生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行います。

また、市民や事業者は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める必要があります。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③の視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項となります。

- ① 人材育成
- ② 国、県との連携の円滑化
- ③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりです。

① 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立ち、継続的に人材育成を行うことが不可欠です。その際、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、感染症危機管理には多くの人が携わる可能性があることも踏まえ、より幅広い層を対象とした訓練や研修等を通じて人材の裾野を広げる取組みを行うことが重要です。

また、将来の感染症危機においては、地域における対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要です。特に、感染症対策に関する専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担える人材、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要です。

こうした人材の育成については、市においても、国やJ I H Sが実施している「実地疫学専門家養成コース（以下「F E T P」という。）」や「感染症危機管理専門家（I D E S）養成プログラム」等の各種研修に職員を参加させることが重要です。また、これらの研修修了者等を活用することにより、感染症対策を始め、公衆衛生や疫学の専門家等の養成を地域で進め、感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保及び育成やキャリア形成の支援を行うことが重要です。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組み、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携・連動が求められます。

さらに、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者（DMAT、DPAT先遣隊及び災害支援ナース）については、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、人員の確保等に継続的に取り組む必要があります。

あわせて、新型インフルエンザ等の発生時に、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する「IH EAT」についても、地域保健法（昭和22年法律第101号）における位置付けが設けられたことを踏まえて、IH EAT要員の確保や育成等にも継続的に取り組む必要があります。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員と共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるよう備えることも重要です。また、災害対応等における全庁的な体制等の近接領域のノウハウや知見も活用しながら、必要な研修・訓練の実施や人材育成に取り組むことが求められます。

また、地域の医療機関等においても、関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に携わる研究者及び治験等臨床研究を推進できる人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待されます。

## ② 国、県との連携の円滑化

国や県との適切な役割分担の下、市は、国が定める基本的な方針を基に、感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を、地域の実情に応じて実施します。また、市は、市民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等の役割を担います。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県との連携体制を平時から整えておく必要があります。新型インフルエンザ等への対応では市外からの人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は県や他の市町村、保健所間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行います。

新型インフルエンザ等の発生初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められるため、平時から国、県等の連携体制やネットワークの構築に努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民、事業者、関係機関等に対し、できる

だけ分かりやすく適切な情報提供・共有を行います。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から国や県との意見交換を進めておくことや、国や県と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要です。

### ③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

#### ア DXの推進

近年、取組みが進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っています。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加しました。このため、令和2年から新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）により、医療機関から発生届のオンライン提出ができるよう整備され、患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も可能としたことで、保健所職員等の健康観察業務等の負担が軽減されました。

このほか、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）による全国の医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握や、検疫現場でのシステムによる入国者情報の取得や入国後の健康監視等、業務の効率化とともに、情報収集の迅速性の確保に努めました。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠です。

DX推進の取組みとしては、国において、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要です。また、国及びJ I H Sはワクチンや治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつも、電子カルテから情報を抽出する体制を構築する等、治療薬の研究開発や治療法の確立に資する整備を行っていくこととしています。

これらのほか、国は医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めることとしています。

さらに、国は、DX推進に必要な、人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検

討を進めることとしています。

国におけるこうした取組みにより、市においてもDXを推進する必要がありますが、DXを進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要です。

#### イ その他の新技術

新型コロナ対応においては、これまで感染症対策では用いられてこなかった新たな技術が導入されました。例えば、ワクチン開発における技術革新や、スーパーコンピュータ「富岳」を活用した感染経路等のシミュレーション、携帯電話の位置情報を用いた人流データの分析、スマートフォンのBluetooth機能を利用した陽性者との接触を通知するアプリケーションの開発等が挙げられます。

これらのほか、従前よりポリオウイルス対策として活用していた下水サーベイランスについても、新型コロナ対策への応用が試みられました。

近年、新たな技術を用いた医薬品開発や、生成AIをはじめとする技術革新が進展しており、新型インフルエンザ等への今後の対策においては、新型コロナ対応で得られた知見を踏まえつつ、国の方針を注視しながら、新技術の社会実装も念頭に対応を検討していくことが極めて重要です。

### 第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組み等

#### 第1節 市行動計画等の実効性確保

- 1 EBPМ (エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング) の考え方に基づく政策の推進  
市行動計画等の実効性を確保し、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組みについて、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要です。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する「EBPM」の考え方に基づいて、政策を実施します。

その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要です。

- 2 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も継続して、備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであり、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組みを継続的に行うことが重要です。

市民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組みを通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図ります。

- 3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」という言葉は、災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまるため、訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要です。

市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行います。

- 4 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく予防計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画の見直しを行うことが重要です。

定期的なフォローアップを通じた取組みの改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに行われる県行動計画の改定に基づき、市行動計画についても所要の見直しを行います。

新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、県行動計画の改定状況等も踏まえ、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に市行動計画の見直しを行います。

市行動計画の見直しに当たって、県との連携を深める観点から、県から市行動計画の充実に資する情報の提供等を受けるとともに、県が取り入れた取組みについて、共有及び市の取組みに対する支援を受けます。

#### 5 指定地方公共機関業務計画

指定地方公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組みを検討します。

検討の結果やDXの推進・テレワークの普及状況等も踏まえながら、業務計画の必要な見直しを行います。